二十　特許法第百三十四条第四項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審尋又は特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じて提出された物件に係る通知であって、通商産業省令で定めるもの

二十一　実用新案法第十二条第二項の規定により作成された実用新案技術評価書についての通知であって、通商産業省令で定めるもの

二十二　実用新案法第四十八条の七第二項の規定による命令

第七条中「又は審査官」を「、審判長又は審査官」に改める。

第九条中「第一条第十四号」を「第一条第四十号」に、「第十五号」を「第四十一号」に、「第十六号から第二十一号まで」を「第四十二号から第四十七号まで」に改める。

第十八条中「第一条第一号、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号又は第十七号から第二十一号まで」を「第一条第一号から第四号まで、第十四号、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第二十八号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号又は第四十三号から第四十七号まで」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条、第三条、第六条関係）

一	二
（一）法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた特許出願及び実用新案登録出願（施行日以後にされたものを除く。） （二）防衛目的のための知識の交流を容易にする特許権及び技術上の政府とのアメリカ合衆国との間の日本国政府と国際協力機構との間の協力を目的とする技術協力を目的とする特許権及び技術協力を目的とする特許権及び技術協力を目的とする特許権及び